

質問回答

2019年12月3日

「南スーダン国 2019 年案件別外部事後評価パッケージ(QCBS)」

(公示日:2019年11月13日/公示番号:19a00696)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書の内容について	通常事後評価に記載される排除条項の記載がないようですが、参加条件が緩和されたのでしょうか。	<p>本件についても、本年度先行して公示した「事後評価」業務と同様に利益相反の排除条項が適用されます。企画競争説明書第1章の「5. 競争参加資格」の「(3)利益相反の排除」において、以下の記述を追記します。なお、追記された記述に係る参考資料として、【事後評価業務における排除者条項】を追加配布します。</p> <p>具体的には以下のとおり取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 本件評価業務の対象案件の実施(技術協力の実施、資金協力による施設の建設、機材の調達等)の業務に従事した者の競争参加を認めません。2) 本件評価業務の対象案件(技術協力プロジェクトの場合)の計画策定(詳細計画策定調査等)の業務に従事した者の競争参加を認めません。3) 本件評価業務の対象案件(有償資金協力/無償資金協力の場合)の計画策定(概略・基本設計等)、詳細設計及び施工・調達監理の業務に従事したものの競争参加を認めません。4) また、利益相反の排除を目的として、本件評価業

			<p>務の対象案件に係る計画策定、詳細設計及び施工・調達監理業務、並びに実施業務（当該案件の課題・リスク分析等、実施監理の根幹にかかわる業務等を含む。）に直接関与した個人を本件業務の業務従事者とすることを認めません。</p> <p>5) この他にも、「利益相反が生じると判断される者」については、個別の判断に基づき競争参加が制限されます。</p> <p>競争参加者が、利益相反に当たるか否かの判断に迷う場合は、2019年11月20日12時までに、「4. 窓口」に記載の連絡先に問合せ下さい。問合せに対しては、その内容に応じ、個別又は機構のウェブサイトで回答します。</p>
以上、11/15 回答済			
2	5. 見積書作成に係る留意事項、(3)1)現地調査補助員の備上	<p>現地調査補助員については定額での見積もりですが、JICAからの補助員のショートリストから補助員を決めるのでしょうか？</p> <p>または、こちらで事前にリクルートしてもいいのですか？その場合、総額で定額になるようにするのでしょうか？</p> <p>また、現地補助員の交通費、日当などは定額とは別に計上していいのですか？</p>	<p>1. 現地調査補助員ですが、受注者にて適任者を見つけていただくことを想定しております(こちらからショートリストを提示する予定はありません)。</p> <p>2. 定額計上の趣旨は、現地調査補助員の質や経費については、不確実性が高いこと、また価格競争の対象とした場合、質の高い(したがって経費も高い)現地調査補助員を確保するインセンティブがなくなるためです。このため、契約書でも定額で計上し、実際かかった経費を領収書で確認し、支払実費を精算することとなります。受注者と現地調査補助員間の契約を定額とするとの趣旨ではありません。また、現地調査補助員備上の単価については、現地の市場価格とかけ離れたものとなっていないかについて、確認を行う予定ですので、「提示されている定額を全額使用する。」という考えは排除してください。</p>

			3. 現地調査補助員の(ジュバ以外への国内出張に係る)交通費、日当については、定額に含まれることとします。なお、この交通費、日当等を勘案し、企画競争説明書で規定している 定額1,600千円を増額し、2,800千円と修正 します。見積りに正しく積算いただけますようお願いいたします。
3	旅費(航空賃)	「東京⇒ドバイ⇒プノンペン」との記載は、正しくは、「東京⇒ドバイ⇒ジュバ」でしょうか。	申し訳ありません。ご理解のとおりです。東京⇒ドバイ⇒ジュバ」に修正いたします。
4	3. 競争に付する事項(4) 契約履行期間(予定) (1)業務工程	契約開始・業務開始の記述が頁によって異なります。業務実施の現実的な観点から、業務開始は、2頁の「2020年1月下旬」(2頁)でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり業務開始は「2020年1月下旬」で間違いございません。
以上、11/20 回答済			
5	p.16 1.プロポーザルに記載されるべき事項	(1)コンサルタント等の法人のとしての経験、能力の1)類似業務の経験のところ、「注)類似業務:事後評価に関する各種業務」とあり、一方、(3)業務従事予定者の経験、能力の2)評価対象業務従事者の経歴のところには、「a)類似業務経験の分野:事業評価に関する各種業務」とある。それぞれ間違いないか	申し訳ありません。いずれも「事業評価に関する各種業務」を想定しておりますのでご確認ください。

6	p.12(2)安全配慮 p.19(3)1)	<p>本案件では全サイトの現状把握を行うことが想定されているが、業務従事者が踏査しないサイト においては、現地調査補助員が実査を行うことも想定されているのか。想定している場合、どの案件で想定しているのか、またその費用は 160 万円に含まれているのか。現地調査補助員に関して安全管理上の制約はないのか。</p> <p>現地調査補助員による、業務従事者が踏査しないサイトの実査は、どの案件で想定しているのか。</p> <p>現地調査補助員に関しては、安全管理上の制約はないのか。</p> <p>現地調査補助員の交通費に関しては、ジュバ以外の国内出張となっているが、これはジュバ近郊のモデル農村の出張費も含むという理解でよいか。</p>	<p>公示の時点では、現地調査補助員のジュバ市以外への踏査を想定していましたが、今般、現地調査補助員についても安全管理の観点から、ジュバ市以外のサイトにおいての実査は行わないとの組織決定を行いました。</p> <p>つきましては、ジュバ市以外の対象サイト（ジュバ市近郊のモデル農村も含む）については質問票の送付及び関係者のジュバ招へいによる聞き取り等のみを行うとして、プロポーザルの作成をお願いします。</p> <p>なお、金額については、既に回答済のとおり現地調査補助員の交通費が定額に含まれることとし1, 600千円を増額した2, 800千円へと修正致します。見積へ正しく積算頂きますよう宜しくお願いします。</p> <p>※過去の回答にて「(ジュバ以外への国内出張に係る)」、及び「日当」と記載しておりましたが、こちらは誤りですので、修正（削除）させていただきます。</p>
---	--------------------------	--	--

7	p.12 (2)安全配慮	インタビューの実施場所は、政府機関の施設等を使用できるとの理解で良いか。	事務所、もしくは政府機関の施設等を利用を想定しています。
8	p.19(3)2)	ジュバに招へいしてのインタビュー実施について、対象者から旅費に加え、業務に従事したことを理由に対価を要求されることも想定されるが、謝金、日当、食事、茶菓等の支払いは検討しなくてよいか。	旅費に加え JICA 事務所規程に基づく日当、宿泊費(参考:Director レベルを想定、日当:30\$、宿泊費:94\$ (2019年11月時点)にて積算。実際の支払いにおいては、その時点の単価、対象者に応じ変更)の支払いを想定。
9	p.19(3)2)	インタビュー対象者の旅費(旅費・交通費)2,000千円とあるが交通手段は何を想定したものか	インタビュー対象者の旅費(ジュバ近郊のモデル農村を除く)は、空路での移動を想定しています。
10	p.14 (3)質問票の作成	質問票の英語以外の言語(現地語)への翻訳や通訳の備上は必要とならないか。	不要であると想定しています。(必要あれば、現地調査補助員によるフォローで対応を可能と想定しています。ただし、競争参加者が必要と考える直接経費の計上を妨げるものではありません。
11	P.15 脚注 5	「提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。ただし、異なった調査の方法の提案が、価格競争に与える影響を排除するため、一般業務費のうち、現地傭人費や旅費・交通費などについては、第3章に示す定額をもって見積書に計上することを認めます。～契約交渉の	安全配慮を必要とし、様々な制約がある南スーダンにおいて、競争参加者から競争参加者の持つ知見に基づき、「最も合理的かつ効率的な情報収集の方法」を提案頂くためには、当該調査方法に係る価格(一般的に良い提案には経費が掛かると考えています。)を評価の対象外とすることが適当だと考えた結果、関連する一般業務費については定額での計上を求めています。 すなわち、提案頂く「調査方法」については、技術評価の対象となります。「提示されている定額では若干経費が足りない可能性がある」場合においても、競争参加者が「合理的で効率的である」と考える方法を提案してください。

		<p>結果に沿って修文されることとなります。」とある。第3章に示す定額を上回るような調査方法をプロポーザルで提案した場合、技術点に差が生じる可能性があると考えますが、その公平性はどのように担保されるのか。あるいは、提案による技術点に差は設けないという理解でよいか。</p>	<p>なお、提案頂いた調査方法は機構が提示する定額では実施できないと契約交渉で判断された場合には、契約締結時点で、当該一般業務費を増額して契約することも検討します。ただし、予算の制約もありますので、定額を大幅に越えるような「調査方法」については、契約交渉の「終了」の原因となりえますので、留意願います。</p>
12	<p>(12 頁)(2)1)南部スーダン基礎的技能職業訓練強化プロジェクトフェーズ2</p>	<p>調査・実施の職業訓練案件について 対象の施設全て現状把握することになっており、ジュバの施設(職業訓練センター1、NGO3)は訪問します。地方の施設(職業訓練センター2、NGO2)は関係者のジュバへの招へいが想定されています。 指示書では、「2センター×各2名×2回(2泊3日を想定)により情報収集を行う」とあり、招へい対象はセンターのみでNGOは想定していないのでしょうか？</p>	<p>必要があればNGOの方を招へいすることも可能です。人数としては、各地方サイトから2名×2回招へいすることを想定しておりますが、具体的な招へい者については、センターのみに限定する意図はございません。</p>

13	(17 頁)2. (1) 業務工程	現地調査第 1 回及び第 2 回でも関係者招へいするのでしょうか？	現時点では、第 2 回でも補足調査を行う必要があるとの想定で、第 1 回、第 2 回現地調査の両方で関係者を招請することで考えておりますが、違う進め方をご提案頂くことも可能です。
14	(12 頁)3. 実施方針及び留意事項(2)安全配慮	関係者のジュバへの招聘聞き取りにつき、会場は JICA 事務所を使わせていただくことは可能でしょうか。 また少人数で聞き取り調査を行う場合、C/P 機関近くのレストラン等での実施は安全対策の観点から問題ないでしょうか？	原則として JICA 事務所又は C/P 機関を会場として頂きます。安全対策等の観点から市内のレストラン等の使用はお勧めできません。
11/27 回答済			
15	(17 頁) 2. 業務実施上の条件 (5)安全管理 ➤ 防弾車を利用する。なお、防弾車及び同運転手は JICA 南スーダン事務所が貸与する。	「防弾車及び同運転手は JICA 南スーダン事務所が貸与する。」とありますが、この貸与の中には燃料費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。燃料費が含まれない場合、見積金額に入れる必要がありますので確認させていただけますでしょうか。	燃料費も含まれるとの理解で間違いありません。
16	(19 頁) 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)以下の費目について	インタビュー対象者等の旅費(旅費・交通費)は、各地から呼び寄せる航空券代等の交通費、日当、宿泊費などが含まれると思	旅費に含まれているとの理解で結構です(市内の移動が必要な場合は、日当の範囲内で対応いただくこととなります)。

	<p>は、以下に示す定額を見積もってください(別見積ではなく、見積書の内訳として計上してください)。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。</p> <p>2)インタビュー対象者等の旅費(旅費・交通費):2,000千円</p>	<p>いますが、インタビュー対象者がジュバ市内に滞在している期間の、ジュバ市内での移動にかかる交通費も上記の旅費に含まれると考えてよろしいでしょうか。(例:ホテルからインタビュー実施地への移動等)</p>	
17		<p>企画競争説明書には、外貨交換レートに記載がありません。外貨交換レートを指定していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>当機構ホームページに精算レートの掲載を行っておりますのでそちらを参照してください。なお、見積価格を評価対象としていないので、当該為替レートを指定(使用を強制)するものではありませんので、ご理解願います。</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq0000kzv7m-att/rate_2019.pdf</p>
18	<p>(19項) これまでの質問と回答の記載内容に「<u>現地調査補助員の(ジュバ以外への国内出張に係る)交通費、日当について</u>」と記載されている点について</p>	<p>これまでの質問と回答内容の中に、現地調査補助員の交通費と日当も定額に含めるという説明がされており、その記載内容に「<u>現地調査補助員の(ジュバ以外への国内出張に係る)交通費、日当</u>」と記載されていますが、本件調査では、現地調査補助員はジュバ市内以外への国内出張が許されるという理解でしょうか。その場合、ジュバ周辺までか、それ</p>	<p>上述6を参照してください。</p>

		以外のプロジェクト対象地域への出張も許されるかについての規定を明示いただけますでしょうか。	
--	--	---	--

以上